

平成 27 年度

国臨協関信支部埼玉地区会 会報誌 創刊号



平成 27 年 10 月発行

会長就任のご挨拶

国臨協関信支部

埼玉地区会

会長 佐藤 俊行



皆さんこんにちは。H27年9月5日（土）に行われた第二回埼玉地区会総会にて、新役員の会長として会務に携わる事になりました佐藤です。私達、埼玉地区会は昨年産声を上げたばかりですが、これからという時に、会長、副会長を含む三施設の技師長異動という波に吞まれてしまいました。旧役員におかれましては、決して満足の行く活動が出来なかった事に、さぞ無念の気持ちで一杯と存じ上げます。

地区会総会で申し上げた通り、本年度は、新たに仕切り直し、会員相互の親睦を踏まえ、少しでも充実した会務が遂行出来るように努力する所存で御座います。

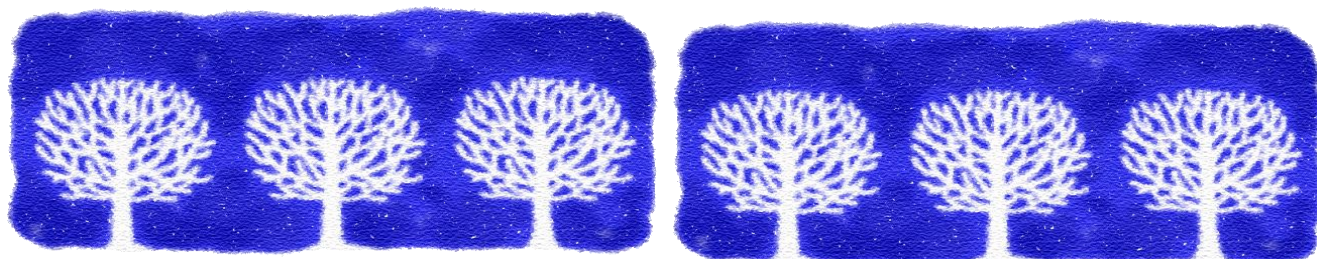
さて、この場をお借りして少々自己紹介をさせていただきます。私にとって、ここ西埼玉中央病院は二度目の赴任先になります。当時は賃金職員で働いていました。その後、相模原病院で14年過ごし、水戸医療センター、東京医療センター、高崎総合医療センターと移動し、技師長として現在に至ります。出来れば、二周目はしたくありません。

それぞれの病院で様々な業務に携わりましたが、ほぼ生理検査中心でした。

今日、何処の病院でも経営改善が求められますが、生理検査、特に超音波検査件数増加に矛先が向かいがちです。現に、今までの病院は全てそうでありましたが、自分のテリトリー内という事もあり難渋はしませんでした。

しかしながら、自前、ランチ、課金など様々な形態はありますが、最も大切なのは検体業務だと今は思っています。認定試験を取得し、その道のプロになるのも良し。しかし職場長としてはその道だけでは成り立たず、検体検査を中心とした検査科全体、経営、労務管理等まだまだ勉強が足りない事を痛感しながら日々過ごしております。

まだまだ未熟者故、多少の無知・無礼はお許し下さい。まずは、皆様のご意見、ご協力を得ながら、会務を遂行してゆきたいと思っております。これからも宜しくお願い致します。



New Face !!

NHO 東埼玉病院

山 田 晶



この度、10月1日付けで千葉医療センターから東埼玉病院へ異動してまいりました山田と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の異動で賃金職員時代を合わせると6施設目(1施設は重複)で、初めて埼玉地区会員となります。異動以前の施設では主に病理検査を担当しておりましたが、当院では検体検査や慣れない副技師長業務、会議への参加と奮闘と葛藤の毎日です。

数年前、東埼玉病院には恩師が入院しており、何度かお見舞いに行った記憶があります。その時は、夜間に来院することが多く、あまり全貌が分かりませんでした。しかし、昼間に見るとそこには、広大な敷地と緑豊かな自然あふれる環境に驚きを隠せませんでした。また、当時には建設されていなかった新棟も建設されており二重の驚きでした。検査科は旧棟ですが、後に新棟の建設も始まるようなので楽しみにしております。自然といえば、私は釣りや沼で魚を捕るのが好きで、週末に暇があれば、息子と娘を連れて近くの沼にタナゴや手長エビなどを四手網やビンドウ（ご存知かな？）で捕まえて、家の水槽で観賞しております。

東埼玉病院に異動していきなり、埼玉地区会の事務局長に任命され、ありがたい（？）気持ちで一杯です。始めのうちは分からない事が多く、会員皆様には色々のご迷惑をお掛けする事も有るかと思いますが、諸先輩方や皆様にご指導を頂きながら、1日でも早く皆様に慣れ親しみ、お役に立てるよう、努力して行きたいと思っておりますので、何卒、よろしくお願い致します。



＜第2回関信支部埼玉地区会定期総会・研修会を終えて＞



NHO 西埼玉中央病院
沼田 正男

平成 27 年 9 月 5 日土曜日に NHO 西埼玉中央病院において第 2 回関信支部埼玉地区会定期総会および研修会が開催されました。地区会総会には 27 名の会員参加者と来賓として、林臨床検査専門職、国臨協関信支部より峰岸支部長のご列席を賜りました。

はじめに地区会長の藤澤技師長より挨拶があり、事業経過報告と新年度の事業方針（案）、埼玉地区会会則改定（案）等が審議され、滞りなく総会が終了となりました。定期総会後に研修会第 1 部として「輸血検査～直接クームス・解離試験～」と題し株式会社イムコア小野昌樹先生に直接クームス試験陽性時の確認事項や解離試験についてご講演いただきました。第 2 部は「伝達事項ならびに会員の皆様に向けて」と題し林臨床検査専門職に国立病院機構および機構グループの取り組みや主任技師等任用候補者選考、人事異動等についてご講演いただきました。

最後になりましたが、お忙しい中ご講演いただきました小野昌樹先生、林臨床検査専門職、ご列席いただきました関信支部峰岸支部長ならびに総会準備をしていただきました埼玉地区会役員、西埼玉中央病院職員の皆様に心より御礼申し上げます。



＜第2回関信支部埼玉地区会 懇親会に参加して＞

NHO 西埼玉中央病院
高橋 美波



平成 27 年 9 月 5 日(土)国立病院機構 西埼玉中央病院にて、国臨協関信支部 埼玉地区会定期総会が開催されました。総会後は場所を移して懇親会が行われました。懇親会には会員 27 名の参加者と林臨床検査専門職、国臨協関信支部 峰岸支部長にもご列席を賜りました。佐藤地区会長の挨拶後、会が始まりましたが、私はほとんどの参加者と初対面だったため、上手くお話しが出来るか不安でした。しかし、会が盛り上がる頃には多くの方と楽しく会話をすることができました。日頃、他施設の方々とは学会などでお会いすることはあっても、挨拶だけで終わってしまうことがほとんどでしたが、この懇親会で諸先輩方を身近に感じることができました。また、他施設の状況を聞き、同じ検査を担当している方とお話をすることで自分への刺激になり、視野が広がっていくのを感じたので、懇親会で得たことを今後の自分の技師生活にも活かしていきたいです。私はまだ新人なので、久しぶりに再会されて盛り上がっている先輩方を見て、このような会の大切さを実感し、自分もこれから先多くの人達との出会いを経験していきたいと感じました。

最後になりましたが、このような会を企画していただきました関信支部 埼玉地区会の役員の皆様に深く感謝とお礼を申し上げます。





＜平成 27 年度 埼玉地区会役員＞

会 長：佐藤 俊行 （西埼玉中央病院）
事務局長：山田 晶 （東埼玉病院）
会 計：倉持 善伸 （西埼玉中央病院）
理 事：前野 しのぶ （国立障害者リハビリテーションセンター病院）
理 事：霞 政治 （東埼玉病院）
理 事：齊木 克央 （埼玉病院）
会計監査：藤澤 紀良 （埼玉病院）



埼玉病院

藤澤 紀良
竹内 智明
濱田 靖
後藤 智彦
竹田 信邦
菊池 智晶
斎木 克央
柳 進也
内田 ゆみ
工藤 朋子
加藤 康子
甲斐 明子
神山 恭子
石野田 友香
高橋 美帆
田中 亜由美
小林 亮治
土岐 美幸
松本 萌
渡部 利佳

国立障害者リハビリテーションセンター病院

前野 しのぶ
渡司 雅代

西埼玉中央病院

佐藤 俊行
沼田 正男
向山 昌弘
大森 智弘
倉持 善伸
濱田 大輔
高野 美樹
阪 旨子
蓮見 章太
中根 丈裕
丸山 陽介
星野 知子
瀧澤 光彦
高橋 美波

東埼玉病院

青木 貞男
山田 晶
霞 政治
工藤 元記
小林 智恵
太田 美和

国立病院臨床検査技師協会関東信越地方支部

埼玉地区会会則

(名称)

第1条 この会は、国立病院臨床検査技師協会関東信越地方支部埼玉地区会（略称 国臨協関信支部埼玉地区会）と称する。

(目的)

第2条 この会は、会員の学術及び技能の向上と会員及び施設相互の交流、親睦をはかることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的達成のため必要な事業を行う。

(会員)

第4条 この会は、埼玉県内の独立行政法人国立病院機構および国立障害者リハビリテーションセンター病院に勤務する検査科職員によって構成する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く
会長 1名、事務局長 1名、会計理事 1名、理事 2名、会計監査 1名

(事務局)

第6条 この会の事務局は、事務局長の担当施設に置く。

(役員の任務)

第7条 1. 会長は、会を代表し会務を総括する。
2. 事務局長は、会の実務を担当し会務全般を司る。
3. 会計理事は、会計事務に関することを処理する。
4. 理事は、各会務を担当する。
5. 会計監査は、本会の会計を監査処理する。

(役員の任期)

第8条 1. 役員は総会で承認され、任期は1年とし再選は妨げない。
2. 役員に任期中で欠員が生じた場合には、理事会の合議で補充する。

(役員推薦委員)

第9条 1. この会に役員推薦委員を置く。
2. 委員は、理事会から任命される。
3. 委員は、各施設から次期役員候補者の推薦を受け、名簿を作成し総会に提出する。
4. 委員の任期は一年とする。

(役員の選出)

第10条 役員推薦委員の推薦により総会で承認を受ける。

(役員の行動)

第11条 会務によって行動した場合は、交通費行動費として500円を支給する。

(総会および会議)

第12条 1. 総会を年1回開催し、当日出席の会員をもって構成する。議事は出席会員の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、議長が決定する。
2. 理事会は、会長、事務局長、会計理事、理事をもって構成適時開催する。

(会費)

第 13 条 この会の会計は、年間 1,000 円とし、9 月末までに全納とする。なお、一旦納入した会費は理由の如何を問わず返却しない。

(会計)

第 14 条 会計監査は、年 1 回行い、総会の承認を得るものとする。

第 15 条 会計年度は、9 月 1 日より翌年 8 月 31 日までとする。

(会則の改廃)

第 16 条 会則の改廃については理事会で討議し、総会において決議する。

(附則) 1. この会則は、平成 26 年 9 月 20 日より施行する。

2. この会則は、平成 27 年 9 月 5 日より施行する。